

小美玉市指定給水装置工事事業者の新規指定申請について

新規指定の申請にあたりましては、以下に記載した①～④の届出書類及び添付書類をご提出ください。

なお、指定を受けた後に届出内容に変更が生じた際には、**裏面**に記載した届出書類及び添付書類が必要となります。

≪提出書類≫

- ① 様式第1（指定給水工事事業者指定申請書）
- ② 様式第2（誓約書）
- ③ 様式第3（給水装置工事主任選任届出書）
- ④ 別表（機械器具調書）

≪添付書類≫

法人の場合	個人の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・登録事項証明書（原本） ・定款の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し （省略していないもの）
<p>（共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事主任技術者免状の写し ・給水装置工事主任技術者証の写し（財給水工事技術振興財団発行の写真入りのもの） ・事業所の位置図（市町村役場、あるいは主要幹線道路が記載されているもの）、 周辺図（住宅地図の写し可） 	

（その他の注意事項）

- ※ 申請受付は毎月行っておりますが、指定は受付月の翌月の16日となります。
また、指定水道給水装置工事事業者証交付の際、指定工事店登録手数料として1万円の納入が必要となります。
- ※ 小美玉市指定給水工事事業者は、小美玉市のうち小川地域、美野里地域の指定となります。
玉里地域の給水区域に関しましては、湖北水道企業団（☎0299-24-3232）での指定となります。

小美玉市指定給水装置工事事業者指定事項変更届について

変更事由	必要となる届出書類・添付書類	
	法人の場合	個人の場合
事業者の氏名または名称を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第10 (指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書) 《添付書類》 ◇登録事項証明書(原本) ◇定款の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第10 (指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書) 《添付書類》 ◇住民票の写し (省略していないもの)
代表者または役員の氏名を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第10 (指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書) ・様式第2(誓約書) 《添付書類》 ◇登録事項証明書(原本) 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第10 (指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書) ・様式第2(誓約書) 《添付書類》 ◇住民票の写し (省略していないもの)
住所または所在地を変更したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第10 (指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書) 《添付書類》 ◇登録事項証明書(原本) ◇事業所の位置図, 配置図 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第10 (指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書) 《添付書類》 ◇住民票の写し (省略していないもの) ◇事業所の位置図, 配置図
給水装置工事主任技術者の選任で変更等があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第3(給水装置工事主任技術者選任届出書) 《添付書類》 ◇給水装置工事主任技術者免状の写し ◇給水装置工事主任技術者証の写し 	
給水装置工事主任技術者の解任があったとき	<ul style="list-style-type: none"> ・様式第3(給水装置工事主任技術者解任届出書) 《添付書類》 なし 	

(注意)

変更事項が生じた日から30日以内に届出書類を提出できなかった場合には、書類提出の際に遅延理由書の添付が必要となります。